

# FATF第5次対日相互審査に向けた金融機関の対策 〜マネロン対策総ざらい〜

株式会社クニエマネージングディレクター

牧野 明弘

コンサルタント

古川 尚史

## はじめに

2021年8月に、FATF第4次対日相互審査（以下、「第4次審査」という）の結果が採

る。また、日本への第5次審査のオンサイト検査は、2028年8月に実施予定であることがすでに公表済みである。

各金融機関においては、現在、

なお、本書のうち意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らが所属する、または、かつて所属した組織・団体等の見解ではない。

較で評価の目線が上がっていると強く感じられる内容である。主な変更点を挙げると、次のとおりである（次頁図表1）。

## 一 FATF第5次審査の特徴

### 1 検査周期の短縮

10年周期であったものを6年周期に短縮することである。フォローアップ審査も踏まえると、金融機関にとっては、かなりタイトなスケジュールとなる可能性が高い。

### 2 リスクに応じた国別の審査の実施

各国に対し、事前に重点審査項目を明らかにし、リスクの所

（以下、「第5次審査」という）に係る手続書（以下、「手続書」という。（注1）を公表した。日本では、これらを受け、同年5月に、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議において、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。（注2））が決定されてい

る。そこで、本稿では、第5次審査の特徴、審査に向けての日本の対応状況、金融機関における対策の着眼点等を概説する。

第5次審査のオンサイトの審査は、2025年4月のベルギー、マレーシアを皮切りに始まり、日本は2028年8月が予定されている。現時点で、「手続書」は最終化されたものではなく、今後、改訂もあり得る等、ムービングターゲットの色彩が濃く、かつ、第4次審査との比

【図表 1】 FATF 第 5 次相互審査の特徴

1	検査周期を 10 年から 6 年に短縮
2	リスクに応じた国別の審査の実施
3	有効性評価目線の高まり
4	重要なトピック ①暗号資産 ②大量破壊兵器拡散金融 ③実質的支配者 ④環境犯罪とマネロン対策等
5	フォローアップ基準の厳格化

(出所) FATF 公表資料等に基づき筆者作成

在にに応じた審査が実施されることになる模様である。

日本を例にとると、第 4 次審査で NC と評価された「R. 8 非営利団体 (NPO) の悪用防止」や、近時、FATF が関連ペーパーを公表し、第 4 次審査でも PC の評価であった「R. 7 大量破壊兵器の拡散に関するものへの金融制裁」、信託等を含む「R. 24 法人の実質的支配者」ほかが考えられる。

### 3 有効性評価の目線の高まり

第 4 次審査では法令等整備状況に加え、有効性が審査された。

有効性の審査結果は、日本を含め、対象国全般において必ずしも芳しいものではなく、第 5 次審査では、さらに有効性審査に重きを置くことが予想される。また、第 4 次審査において得られた知見を基に第 5 次審査は実施されるため、目線が高まることも容易に想像できる。

世界有数の金融セクターを有する日本が対策を強化することは、国際的にみても意義は大きい。組織的な犯罪やテロリズム等の脅威に対し、金融面からの取組みを強化することは重要である。その面からも、FATF が高い目線をもつて、対日審査に臨むことは、ある意味、当然といえよう。

さらに、近年、FATF では、次のようなトピックスが取り上げられており、これらは、審査上の着眼点と考えられるため、十分に留意する必要がある。

#### (1) 暗号資産

2021 年 10 月、FATF 基準の実施に関して各国および関係する業界にさらなるガイド

スを提供するものとして、「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」(注 3) を改定・公表した。

この分野の変化の速さやランサムウェアの脅威の高まり等も踏まえ、今後とも、トラベルルール等をはじめ、暗号資産に関する FATF 基準の早期実施の促進に務めるとともに、いわゆるステーブルコイン、P2P 取引、非代替性トークン (NFT)、分散型金融 (DeFi) 等を含め、暗号資産に関するモニタリングを継続していくこととしている。

#### (2) 大量破壊兵器拡散金融 (以下、「拡散金融」という)

現行の FATF 勧告は、国や事業者に対し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク評価を行うことを求めている。第 5 次審査では、大量破壊兵器の拡散に関する者への金融制裁についても、制裁を潜脱する行為が行われ得るリスクを評価することを求め、事業

者は、適切なリスク低減措置を講じることが新たに求められることになる(注 4)。

#### (3) 実質的支配者

パナマ文書等により法人・信託の悪用事例が明るみに出る等、法人の実質的支配者の把握強化が必要との問題意識が国際的に高まっている。

これを受けて、法人悪用を防止する観点から、登録機関等の公的機関が法人の実質的支配者情報を把握できる仕組みの義務化を含む多面的取組を規定した勧告 24 改訂案を 2022 年 3 月に承認し、第 5 次審査から適用することとなった(注 5)。

#### (4) 環境犯罪とマネロン対策等

2020 年の「野生生物の違法取引からのマネロン」に関する報告書(注 6)、2021 年の「環境犯罪からのマネロン」に関する報告書(注 7)を通じて、議論が活発化した。2021 年 10 月には、FATF 勧告の語彙集において、マネロンの前提犯罪の一つとされる環境犯罪について、保護種の野生動物植

- ・法令等整備状況でNCまたはPCが8つ以上
  - ・法令等整備状況でFATF勧告3、5、10、11、20のいずれか1つでもNCまたはPC
  - ・有効性でLowまたはModerateが7つ以上
  - ・有効性でLowが4つ以上
- これに対し、第5次審査では法令等整備状況に係る基準が一つ増えるとともに、次のとおり、著しくハードルが上がっている（傍線が変更箇所）。
- ・法令等整備状況でPCが5つ以上

の違法な収獲・取引、貴金属・宝石・その他天然資源の違法な採掘・取引、廃棄物の違法取引等の定義を例示することで、各国の犯罪に対する理解が整えられた。

**4 フォロワーアップ基準の厳格化**

第4次審査における強化フォロワーアップとなる基準は、次の4つであった。

- ・法令等整備状況で1つでもNC
  - ・法令等整備状況でFATF勧告3、5、6、10、11、20のいずれか1つでもPC
  - ・有効性でModerateが6つ以上
  - ・有効性で1つでもLow
- 二 日本の対応状況**
- 1 基本方針策定の経緯・目的**
- 経済・金融サービスのグローバル化などに加え、近年の国際情勢の不安定化により、不正な資金の流れも複雑化・多様化していく傾向はますます強まっていくと想定される。また、第4次審査のフォロワーアップ審査や2025年から開始される第5次審査に向けた対応も検討する必要がある。
- こうした状況を踏まえ、2021年8月に「政策会議」が設置され、2022年5月、「基本方針」が決定された。

【図表2】わが国を取り巻くリスク

わが国におけるリスク		国際情勢をめぐるリスク	
わが国の環境	・北東アジアに位置する島国 ・世界経済の中で重要な地位、世界有数の国際金融センター	国際テロ、テロ資金供与	・国際テロ組織によるソーシャルメディアや暗号資産等を利用した資金調達 ・テロのリスクが低い国でも、テロ資金の収集・貯蔵に利用されるリスク ・合法的企業やNPOを悪用した資金調達
マネロン事犯の主体	・暴力団、特殊詐欺犯罪グループ、来日外国人犯罪グループ	拡散金融	・北朝鮮サイバー攻撃による暗号資産の違法取得 ・「瀬取り」等による制裁回避
高リスクな取引形態	・非対面取引、現金取引、外国との取引	経済制裁等	・暗号資産を通じた制裁違反・回避
高リスクな国・地域	・イラン、北朝鮮	環境犯罪	・野生動植物の違法取引や悪質な廃棄物投棄等を前提犯罪とするマネロン
高リスクな顧客属性	・反社会的勢力（暴力団等） ・国際テロリスト ・非居住者 ・外国の重要な公的地位を有する者 ・実質的支配者が不透明な法人等	G20 / G7、FATFで取り上げられている課題	・新たな技術（暗号資産、ステーブルコイン） ・法人等を悪用したマネロン等 ・財産回復のキャパシティ強化
相対的に高リスクの商品・サービス	・預金取扱金融機関が取り扱う商品等 ・資金移動サービス ・暗号資産取引		
その他の商品・サービス	保険、投資、信託、金銭貸付け、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス		

（出所）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針の概要（政策会議、2022年5月）から一部抜粋

## 2 日本を取り巻くリスク

毎年、作成・公表される犯罪収益移転危険度調査書や、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生していること等を踏まえ、基本方針では、日本におけるリスク、国際情勢をめぐるリスク・国際的な課題の概要を図表2のようにまとめている。

## 3 取り組むべき4つの柱

前述のとおり、マネロン対策等を検討するにあたっては、日本の国内リスクに加え、新たな技術の普及や国際的な議論の進展など、考慮すべき要素が拡大・多様化している。

そうしたなか、実効的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、基本方針では、次の4つの柱に基づき、具体的な対策に取り組んでいくとしている。

### (1) リスクベース・アプローチの徹底

国内外のリスク情勢が大きく

変化していることを踏まえ、変化するリスクを適時的確に分析・把握し、そのリスク認識のもと日本のマネロン対策等や、マネロン対策等の義務を負っている金融機関、暗号資産交換業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等の取組みを強化していく。

さらに、拡散金融対策についても、2020年10月のFATFの勧告改訂を踏まえ、実効性を高めていく。

### (2) 新技術への速やかな対応

暗号資産等の新たな技術の普及に伴い、国内外の経済・金融活動が大きく変化しつつあり、それに伴う新たなリスクに目を向けることに加え、デジタル・トランスフォーメーションの進展を捉え、金融機関等による対策の実効性や効率性の向上を図る。

### (3) 国際的な協調・連携の強化

国際情勢が刻々と変化する状況下においては、日本がマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の「抜け穴」となること

のよう、G7をはじめとする国際社会と緊密に連携し対応していく。

### (4) 関係省庁間や官民の連携強化

「政策会議」を活用し、強力に対策を推進していくとともに、各業界団体との連携を強化する。

## 4 具体的な対策

「基本方針」には8つの対策が掲げられているが、金融機関に関連する主なものを抜粋すると次のとおりである。

### (1) リスク分析のさらなる進化

マネロン等に係るリスク評価と並行して、新たに拡散金融のリスク評価を実施する。

### (2) DNFBPsの監督の強化

宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者等、すべての特定非金融業者(DNFBPs)を顧客管理義務の対象とするために必要な措置の検討・実施やガイドラインの整備等を行う。

### (3) 非営利団体の悪用防止

適切なリスク評価やリスクベースでのモニタリングを実施する。また、好事例を公表する。

### (4) 法人および信託の透明性向上

2022年1月に運用が開始された実質的支配者リスト制度の利用促進とともに、法人の実質的支配者情報に関する制度整備に向けた検討を進める。

このほか、民事信託および外国信託についても方策を検討し、実施する。

### (5) 国内外の情勢変化を踏まえた政策の不断の見直し

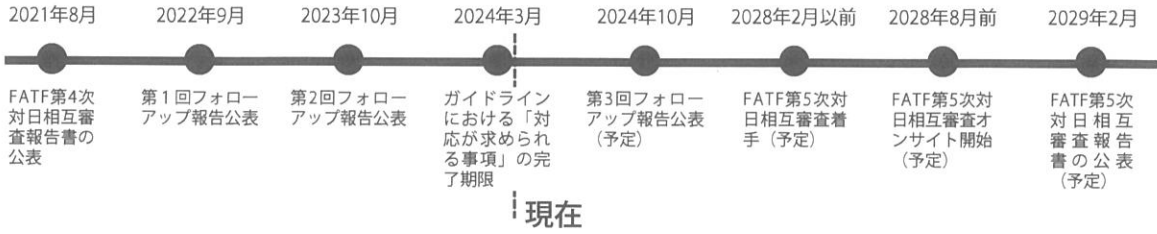
2022年4月のFATF大臣宣言を踏まえ、実質的支配者情報の透明性向上等への対応を速やかに行い、日本が規制の「抜け穴」にならないよう、当局の体制強化も含め、必要な対策を検討・実施していく。

## 5 具体的な対応状況

2022年12月に参議院本会議で可決・成立した「FATF勧告対応法」により犯罪収益移転防止法等6本の法律が改正さ

# FATF 第5次対日相互審査に向けた金融機関の対策 ～マネロン対策総ざらい～

【図表3】 FATF 第5次対日相互審査想定スケジュール



(出所) FATF 公表資料等に基づき筆者作成

れ、2023年には関連する政令・施行規則等が順次整備された。これに伴い、勧告5（テロ資金供与）、勧告6（テロリストの資産凍結）、勧告7（拡散金融）ほかTC項目の評価アツプが期待される。

他方、勧告8（NPOの濫用防止）、勧告12（重要な公的地位を有するもの、PEPs）、勧告24（法人の実質的支配者）、勧告25（法的取極の実質的支配者）、勧告22・23・28（DNFBPs）に対応する明確な法令改正がまだ実施されていないことから、これらについての対応は、引き続き、注視する必要がある。

また、金融機関による対応の柔軟性を確保すべく、ガイドラインの「よくある質問（FAQ）」における簡素な顧客管理措置（SDD）の適用や顧客情報確認の間隔等についての改訂も耳にするが、あくまでも、高度な顧客管理の実施が前提となることが想定されるので、引き続き、リスクベース・アプローチの徹

底が求められる。

### 三 金融機関における対応の着眼点

2023事務年度金融行政方針が8月に公表され、ガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するように明記し、金融庁幹部が、業界団体との意見交換の場でも繰り返し促している。

2024年4月以降の態勢の有効性検証の結果いかによっては行政処分も視野に入れていくとのことであり、第5次対日相互審査までの時間も限られている。（図表3、（注8））

各金融機関は、最重要、かつ、喫緊の経営課題の一つとして取り組むことが必要である。

#### 1 金融機関の現状

金融行政方針によると、ガイドラインにおいて対応を求めている事項について、これまでの金融機関に対する立入検査において、次のような課題が確認さ

れているとしている。

- ・リスクの特定について洗い出しが不十分
- ・リスク評価の手法が策定されていない、規程化されていない
- ・顧客管理は犯罪収益移転防止法対応が中心で、リスクに応じた対応となっていない
- ・方針・手続・計画等の見直しが行われていない
- ・取引モニタリングシステムのシナリオ・敷居値の見直しが不十分

また、金融庁より毎年公表される「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（以下、「現状と課題」という）の最新版によると、次頁図表4のような課題が掲げられており、対応を求められる事項の充足状況について、まだまだ金融庁が懸念を有していることがわかる。



【図表 4】 監督当局の課題認識

領域	現状の主な問題点
リスクの特定・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>「マネロン対策等に係る方針・手続・計画等やそれに基づく管理態勢等について、定期・随時に見直しが行われていない」などの規程等の整備を中心とした基礎的な態勢整備が進んでいない。</li> <li>NRA の内容を引用するのみで、商品・サービス、取引形態、顧客属性、国・地域、自社の特性等を勘案する等、網羅的なリスクの特定・評価をいまだ行っていない。</li> <li>関係するすべての部署と連携・協働することなく、第2線が単独でリスクの特定を行っている。</li> </ul>
継続的な顧客管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクに応じて提供できない商品や確認すべき事項を定めた顧客受入方針を策定していない。</li> <li>リスクベースの対応が規程等に定められていない。</li> <li>制裁対象者リストの照合手順は定まっているものの、該当候補者がヒットした場合の判断手順が具体的に定められていない。</li> <li>具体的な高リスク顧客の範囲を明確に定めておらず過去に疑わしい取引を届け出た対象顧客を高リスク顧客として管理していない。</li> <li>生活口座（給与振込口座、住宅ローン返済口座、公共料金等の振替口座）については、一律 SDD 対象としている。</li> <li>顧客リスク評価に影響を与える事象が発生した場合に顧客リスク評価の見直しが行われていない。</li> <li>国籍や業種等一つの要素のみを理由として、特定の国籍・業種の顧客に対して一律に謝絶している。</li> </ul>
取引モニタリング・フィルタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>画一的なシナリオと敷居値のみを設定しており、顧客リスク評価に応じ、シナリオや敷居値を異にする対応（例えば高リスク顧客にのみ適用されるシナリオの設定等）を行っていない。</li> <li>国連安保理決議で経済制裁対象者が指定された際、指定された事実が国連ウェブサイトで公開された後、24 時間以内に自らの顧客との差分照合を行う態勢が構築されていない。</li> </ul>
疑わしい取引の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>疑わしい取引の検知から届出までの案件管理ができておらず、また検知から届出まで1ヵ月を超えている。</li> </ul>
経営陣の関与・理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な人員数を配置しないなど、経営として最も対応が期待される人的資源配分を適切に行っていない。</li> </ul>

(出所) 金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」(2023年6月)から一部抜粋

## 2 ガイドラインの概要

前述の課題に対応するために、ガイドラインのチェック項目と照らし合わせることも重要であるが、ガイドラインに基づく自己評価と当局によるものとの乖離が大きい場合も散見されることである。

それでは自己評価の意味が減殺されてしまうので、最初にすべきことは、ガイドラインの基本的な考え方、中心概念であるリスクベース・アプローチ(以下、「RBA」という)等についての理解であろう。

基本的な考え方を示すと次頁図表5のとおりである。

## 3 リスクベース・アプローチの手法例

RBA の考え方は、日本のみならず FATF にとって相互審査実施における基本となるものである。また、前述のとおり、いまだに、RBA に基づく対応ができていないとの金融庁の指摘も散見される。

したがって、各金融機関においてマネロン対策をするにあたっては、この考え方を踏まえ、たうえで管理態勢を見直す必要がある。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(AML/CFT)対策の基本的なワークフローの一例を示すと次頁図表6のとおりである。ガイドラインの各チェック項目に当たる前に、顧客受入れ時、取引時、取引後の各プロセスにおいて、自らの管理態勢に、顧客管理、取引モニタリング、取引フィルタリングといった要素が織り込まれているかを、この図表を参考に、今一度、確認してほしい。

## 4 対応における着眼点

第5次審査の特徴や金融庁の課題認識等を参考にすると、以下の点を着眼点として挙げるることができる。

### (1) 経営陣による率先垂範

マネロン対策等は、重要な経営課題の一つとして位置づけられるものであり、相応のヒト・

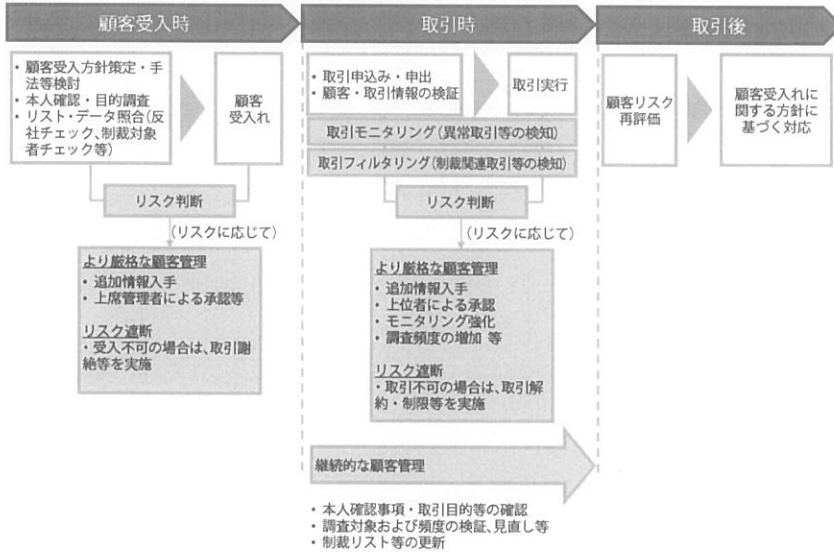
# FATF 第5次対日相互審査に向けた金融機関の対策 ～マネロン対策総ざらい～

【図表5】 AML/CFT ガイドラインの概要

<b>基本的考え方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネロン・テロ資金供与対策に係る基本的考え方 ⇒ 時々変化する国際情勢等の変化に対して、機動的かつ実効的な対応を実施するためには、自らのリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った提言措置を講ずる「<b>リスクベース・アプローチ</b>」(RBA)の手法を用いることが不可欠</li> <li>金融機関等に求められる取組み ⇒ 事業環境・経営戦略、リスクの許容度等を踏まえたうえで、実効的な管理態勢を構築し、<b>経営陣の主体的かつ積極的な関与</b>のもと、組織全体としてマネロン・テロ資金供与対策を高度化することが重要</li> <li>業界団体・中央機関の役割 ⇒ 金融機関等の実効的な取組みに資する<b>情報・事例等の共有</b>、システム共同運用の促進</li> <li>本ガイドラインの位置づけ ⇒ 「対応が求められる事項」が不十分な場合には報告徴求・是正命令等の対象</li> </ul>			
<b>RBA</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p><b>■ リスクの特定</b> リスクの所在を特定する作業。ビジネスの規模・特性等を踏まえ、包括的かつ具体的に特定</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p><b>■ リスクの評価</b> 特定したリスクを評価する作業。事業環境・経営戦略等を踏まえて、全体的に実施</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p><b>■ リスクの低減</b> 特定・評価したリスクを低減する作業。実際の顧客や取引のリスクに応じて、実効的に低減措置を実施 (例) 顧客管理、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出、ITシステムの活用 等</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外送金等を行う場合の留意点</li> <li>FinTech等の活用</li> </ul>			
<b>管理態勢</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネロン・テロ資金供与対策に係るPDCA ⇒ マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続き・計画等を策定、検証、見直し</li> <li>経営陣の関与・理解 ⇒ マネロン・テロ資金供与対策を<b>経営戦略等における重要な課題</b>に位置づけ、<b>適切な資源配分</b></li> <li>経営管理             <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <b>第一線</b> 顧客との接点のある営業部門が、方針や手続き等を理解して対応。             </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <b>第二線</b> 担当役員等を中心に管理部門が第一線を継続的にモニタリング             </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <b>第三線</b> マネロン・テロ資金供与対策に係る必要な監督を実施             </td> </tr> </table> </li> <li>グループベースの管理態勢 ⇒ グループ全体に整合的な形でマネロン・テロ資金供与対策を実施。</li> <li>職員の確保、育成等 ⇒ 専門性・適合性等を有する職員の採用、研修による職員の理解の促進。</li> </ul>	<b>第一線</b> 顧客との接点のある営業部門が、方針や手続き等を理解して対応。	<b>第二線</b> 担当役員等を中心に管理部門が第一線を継続的にモニタリング	<b>第三線</b> マネロン・テロ資金供与対策に係る必要な監督を実施
<b>第一線</b> 顧客との接点のある営業部門が、方針や手続き等を理解して対応。	<b>第二線</b> 担当役員等を中心に管理部門が第一線を継続的にモニタリング	<b>第三線</b> マネロン・テロ資金供与対策に係る必要な監督を実施		
<b>当局</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督当局によるモニタリング</li> <li>官民連携 ⇒ 業界団体、関係省庁等との連携による情報発信や金融機関等との対話。</li> </ul>			

(出所) ガイドライン等を参考に筆者作成

【図表6】 AML/CFT 対策の基本的なワークフロー



(出所) 筆者作成

また、第4次対日相互審査後に注目度が高まっている拡散金融や環境犯罪についても、十分に留意し、リスクの有無等につき、再検

とが必要である。具体的には、リスクを包括的に直面するリスクを踏まえ、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略等も考慮する等、個別具体的な特性を踏まえ、自らの責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施し、対応の有効性を確保することが求められる。

(2) 包括的・具体的なリスクの特定・評価

犯罪収益移転危険度調査書の当局からの情報を確実にリスク評価に反映させるとともに、自行(庫、組合)の営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略等も考慮する等、個別具体的な特性を踏まえ、自らの責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施し、対応の有効性を確保することが求められる。

モノ・カネがかかる。ガイドラインをベースとしたギャップ分析は、AML/CFT態勢高度化の第一歩として欠かせない。しかし、今や、形式的な体制整備の段階ではなく、PDCAサイクルが機能しているかどうか

が問われている。経営陣は高い意識を持ち態勢高度化を積極的に推進することが不可欠である。担当部門等に任せきりにするのではなく、その責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施し、対応の有効性を確保することが求められる。

討することが求められる。

地域金融機関は中小企業との取引が中心であろうが、日本の中小企業は高い技術を有している会社も多く、その製品が知らず知らずのうちに大量破壊兵器に転用される可能性は否めない。そうすると、地域金融機関であっても、拡散金融に関わってしまうリスクがある。また、昨今のESGに対する社会的な関心の高まりからは、輸入禁止の野生動物植物に係るリスク等にも配慮が必要である。

### (3) 継続的な顧客管理措置の実施

全顧客情報の更新および更新した最新の情報に基づく顧客評価の実施や顧客リスク評価に基づく継続的な顧客管理措置の実施が求められる。ダイレクトメール（以下、「DM」という）等で顧客管理を実施している金融機関が多いと思われるが、回答率が3割程度にとどまる場合もあると耳にする。場合によっては、取引制限等が必要になるが、苦情につながりかねない。

日頃からの顧客へのきめ細かい説明等が望まれる。

例えば、DM送付への対応について、県内の金融機関はもとより、隣接県内の金融機関、行政機関、銀行協会およびマスコミ等と連携したうえ、マネロン対策等会議を開催し、共通チャシの活用等を通じて県民への理解・浸透を図ることにより回答率の向上を目指している取組みは参考になろう。

なお、事務作業やコストの負担軽減につながるSDDの必須要件の見直しや非SDD先の情報確認の実施間隔も4年以上とすることができるとする等のガイドラインのFAQ見直しの可能性があるとのことであり、注視してほしい。

### (4) 取引モニタリング・ファイルタリングの高度化

取引パターン分析に基づいたシナリオや敷居値の見直し、誤検知の削減が求められる。取引ファイルタリングに関しては、あまり検査機能の適切な設定や国連安保理決議等で経済制裁対

象者等が指定された場合の遅滞なき対応（制裁対象者指定から24時間以内にリスト照合を可能とする態勢）等が求められており、小規模な金融機関は対応に苦慮していることであろう。

なお、取引モニタリングやファイルタリングについては、誤検知率の高さやシステム費用負担等の課題から、預金取扱金融機関業界を中心に、マネロン対策システムを共同化して、負担を軽減するとともに、対策を高度化できないか議論が行われている。各金融機関においては、マネロン対策等の高度化に向けて、共同化の枠組みの活用も期待される。

### (5) 疑わしい取引の届出態勢の高度化

届出内容の分析、自社のリスク評価や顧客リスク評価への反映や届出態勢の有効性や効率性を検証することが必要である。現状と課題において、取組みに遅れが認められる事例として、検知から届出まで1カ月を超えているものが掲げられてい

る。したがって、1カ月以内で届出ができるのかどうかは体制の有効性を判断する一つの目安になろう。

このような対応を可能とするためには、第2線のマネロン対応部門だけでなく、第1線の行職員を巻き込んだ組織的な対応が必須である。

現状と課題に掲げられている次の対応が参考になる。

- ・第1線が不審・不自然な取引等を検知した際、速やか、かつ、的確に対応できるよう、犯罪収益移転防止法施行規則の基準や過去の届出実績の分析を踏まえた判断基準や手続等を規程に定め、周知徹底している。
- ・疑わしい取引の届出の該当可否を判断する手続を規程等に定め、たとえば、実際に対応を行う営業店等の第1線の職員に対して、過去の事例や参考事例等の共有を行い、より実効的な態勢整備を行っている。



#### 四 まとめに代えて

日本は地政学的にマネロンリスクが低いとは言いがたい。FATF相互審査は国の評価であり、金融機関の規模の大小や業態を問わず、対応すべきことの質は変わらず、今後、態勢が脆弱な金融機関が狙われるといった傾向はますます顕著になるであろう。

前述のとおり、地域金融機関であっても、拡散金融に関わってしまいうりリスクや輸入禁止の野生動植物に係るリスク等にも配慮が必要である。

仮にこれらに関与してしまおうと自行(庫・組合)のレピュテーションに重大な影響を与えかねない。今一度、KYC(お客様を知る)を徹底し、自らの顧客を、ビジネス、マネロン対策等の両面から見つめ直すことが求められる。

(注1) FATF「FOR ASSESSING TECHNICAL COMPLIANCE WITH THE FATF

RECOMMENDATIONS AND

THE EFFECTIVENESS OF AML/CFT/CPF SYSTEMS」(2022年4月、2024年2月改訂)。本執筆時点で最終化されていない。

(注2) マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(2022年5月)。本文書策定の経緯・目的として、FATFでは、マネロン・テロ資金供与・

拡散金融対策の実効性を高めるため、2025年から開始予定の第5次相互審査に向けた国際基準の改訂が進められており、当基準の改訂への対応も検討する必要性に言及している。

(注3) FATF「Updated Guidance for a Risk-Based Approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers」(2019年6月、2022年10月改訂)。

(注4) FATF「Guidance on Proliferation Financing Risk Assessment and Mitigation」(F

ATF、2021年6月)。

(注5) FATF「The FATF Recommendations 2012」(2022年3月更新)。FATF「Public Statement on revisions to R.24」(2022年3月)。

(注6) FATF「Money Laundering and the Illegal Wildlife Trade」(2020年6月)。

(注7) FATF「Money Laundering from Environmental Crime」(2021年6月)。

(注8) 執筆時点で「FATF Procedures for AML/CFT/CPF Mutual Evaluations, Follow-up and ICRG」において対日相互審査の着手日は明記されていないため、第4次審査の手順書に準じた。

	<p>まきの・あきひろ ● EY新日本有限監査法人、金融庁、アクセシビリティを担って現職。金融機関向けレギュラトリー&amp;コンプライアンス、内部監査のプラクティスリーダーを歴任。グローバル本邦規制対応、PMI、ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、分散型金融、暗号資産等を得意とする。</p> <p>公認会計士(日本)、公認不正検査士。</p>
	<p>ふるかわ・たかし ● 金融庁を経て現職。前職において、国会対応、国際機関による対日審査対応、外国銀行および外資系証券会社の監督を担当。金融規制当局対応、国際的な金融規制関連情報調査、デジタルアセットに係る金融規制の調査等を得意とする。</p>